

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第10号

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第100号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第10号及び第11号を次のように改める。

(10) 子ども家庭センター

(11) 地域福祉活動推進室

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条中「第3条第10号及び第11号」を「第3条第11号」に改める。

第10条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。